

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認岡山地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 11 件

国民年金関係 2 件

厚生年金関係 9 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 6 件

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和40年2月から41年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男(死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正9年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和40年2月から41年1月まで

父は、将来に備えて昭和36年4月に国民年金に加入した。そして亡くなった母が「どんなに経済的に苦しい時期でも保険料を納付していた。」と話していた。それなのに、未納期間があるのは納付できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の二女が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、第1回特例納付により昭和36年4月から37年3月までの国民年金保険料を納付しており、特殊台帳が保管されるべき国民年金被保険者であるが、更新後の特殊台帳が保管されておらず、記録管理について、社会保険事務所(当時)の不備が認められる。

また、申立人とその妻の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で払い出されている上、特殊台帳(更新前のもの)及びオンライン記録から確認できる申立人及びその妻の納付記録は一致しており、申立人とその妻は、夫婦一緒に国民年金に加入し、一緒に国民年金保険料を納付していたものと認められるところ、申立人の妻については、申立期間の国民年金保険料は、オンライン記録上、申立人と同じく未納とされているにもかかわらず、申立期間後の昭和42年4月から43年3月までの保険料が第2回特例納付により納付されていることが特殊台帳から確認でき、このことは、先に経過した期間の保険料に充当する仕組みになっている特例納付の制度からみて不自然な納付記録であり、夫婦に係る申立期間の国民年金保険料は、第2回特例納付が行われた時点(昭和49年1月から50年12月までの期間)では納付されていたものと推認するのが相当である。

さらに、申立期間は 12 か月と短期間である上、申立人及びその妻に係る 60 歳に達するまでの国民年金保険料は、申立期間を除き、納付されており、夫婦の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 39 年 8 月から同年 11 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 8 月から同年 11 月まで  
② 昭和 48 年 8 月

当時、私が住んでいた地区の婦人会では婦人会活動費用が必要なため国民年金保険料の集金を行っており、保険料納付を怠ると婦人会に迷惑をかけてしまうため、保険料を未納とするようなことをしたことはないので、申立期間①の保険料が未納となっているのは納得できない。

また、会社を退職してから 2 か月くらいたったところに、国民年金の加入について町役場担当者と話をしたところ、2 か月分未納となっている期間があるので、その期間を納付しなければ加入の受付をできないとの説明を受け、役場の出納窓口で 2 か月分の国民年金保険料を納付したのに、申立期間②の保険料が未納となっているのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人が居住する町が保管する国民年金被保険者名簿から、申立人が国民年金保険料を納付していたことが確認できる。

しかし、申立人に係る特殊台帳から、申立期間①については、国民年金の被保険者期間ではないとして、国民年金保険料が還付されていることが確認できる。申立人は、昭和 39 年 12 月に厚生年金保険の被保険者資格を取得しているものの、それ以前に他の公的年金に加入しておらず、申立期間①は、強制加入対象期間であることから、本来、国民年金保険料を還付することは適当でない期間である。

一方、申立期間②について、申立人は、申立人が居住する町役場の職員に指示されるままに国民年金保険料を納付したと主張するものの、それが申立

期間②の国民年金保険料であったのかどうかについては分からないと供述している上、申立人が居住する町が保管する国民年金被保険者名簿には「48.9.1加入」と記載されており、同町が国民年金の被保険者となっていない期間である申立期間②の国民年金保険料を収納したとは考え難い。

また、申立人の妻も、申立人同様に、昭和48年9月1日に国民年金の被保険者資格を取得しており、申立期間②は国民年金の被保険者となっていない期間である。

さらに、申立人が申立期間②について、国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間②の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和39年8月から同年11月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人のA社における資格喪失日は、昭和20年9月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、170円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 大正元年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和20年3月25日から24年12月1日まで  
父親は、戦時中から昭和50年ごろまで継続して、A社及びB社に勤務しており、19年10月から20年3月までの期間及び24年12月から50年5月までの期間の厚生年金保険の加入記録があるが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の長男が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の同僚の証言から、申立人は昭和20年8月の終戦時には、C市に開設されていたA社D事務所において現場監督として勤務していたと推認されるが、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)によれば、申立人は20年3月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことになる。

一方、事業所旧記号簿及び被保険者名簿によれば、A社は昭和20年3月25日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなった旨の処理がされているが、申立人の被保険者資格喪失日は、当初の同年9月1日から同年3月25日にさかのぼって記録訂正されていることが確認できる。

また、A社において昭和20年3月25日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失している者の中には、申立人と同様、同日以降の異なる日に被保険者資格を喪失した記録が、同年3月25日に資格喪失した記録にさかのぼって訂正されているものが多数存在しており、かつ、当該訂正処理

前の記録から、同日において、A社が適用事業所としての要件を満たしていたと認められることから、当該適用事業所ではなくなったとする処理を行う合理的な理由は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、申立人について、昭和20年3月25日に資格を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は無く、当該喪失処理に係る記録は有効なものとは認められないことから、申立人の資格喪失日は、記録訂正前の同年9月1日であると認められる。

また、昭和20年3月から同年8月までの標準報酬月額については、同年3月の社会保険事務所（当時）の記録から170円とすることが妥当である。

他方、申立期間のうち昭和20年9月1日から24年12月1日までについては、申立人は、雇用保険（失業保険）の制度が発足した22年11月1日から43年2月1日まで、B社（A社が昭和23年7月に商号変更されたもの。）における雇用保険の被保険者であったことが確認でき、A社及びB社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A社が適用事業所ではなくなったとされた以降の書換え後の被保険者名簿に申立人の記録は無い。

また、社会保険庁（当時）の記録では、A社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなったとされた以降、B社が昭和24年9月1日に適用事業所となり、また、申立人の被保険者記録が確認できるB社E支店が同年12月1日に適用事業所となるまでの期間において、A社及びB社に係る事業所が適用事業所であった記録は見当たらない。

さらに、A社及びB社の後継事業所であるF社が提出した創業者伝記には、「昭和20年6月の空襲により、A社のG本社事務所及び付属建物一切が焼失し、同年8月の終戦以来、悪性インフレも重なり事業としては従来から継続してきたものがあるだけという状態であった。従業員の整理、再編成が行われ、第26営業期（昭和24年4月から25年3月）までは復興にあてられた時期であり、その経営は容易ならざるものであった。」旨記述されており、B社及び同社E支店が昭和24年に新たに厚生年金保険の適用事業所となっていることに不自然さは見受けられない。

加えて、F社は、「申立期間当時の資料は保管されておらず、申立人に係る厚生年金保険の加入、保険料控除については不明である。」と回答している。

このほか、申立人が、申立期間のうち、昭和20年9月1日から24年12月1日までの厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間のうち、昭和20年9月1日から24年12月1日までの厚生年金保険料を事業主により控除

されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得し、20 年 8 月 26 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったことが認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和 17 年 6 月から 18 年 3 月までは 50 円、同年 4 月から同年 9 月までは 80 円、同年 10 月から 19 年 3 月までは 120 円、同年 4 月から 20 年 7 月までは 140 円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 26 日まで  
昭和 15 年 4 月に A 社に入社し、終戦まで航空機検査の業務に従事していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社の厚生年金保険被保険者台帳において、申立人と同姓同名かつ同じ生年月日であって、昭和 17 年 6 月 1 日から 20 年 8 月 26 日まで厚生年金保険の被保険者となっている基礎年金番号に統合されていない記録が確認できる。

また、申立人は、申立てに係る事業所における業務内容を具体的に記憶している上、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格を有する複数の元同僚の証言から、申立人が、申立期間において同事業所に継続して勤務していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、当該未統合の記録は申立人に係るものであると推認でき、当該事業所の事業主は、申立人が昭和 17 年 6 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得し、20 年 8 月 26 日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に対して行ったと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険被保険者台

帳の記録から、昭和 17 年 6 月から 18 年 3 月までは 50 円、同年 4 月から同年 9 月までは 80 円、同年 10 月から 19 年 3 月までは 120 円、同年 4 月から 20 年 7 月までは 140 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間②、③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を平成18年8月31日については45万円、同年12月31日については60万円、19年8月31日については45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成17年12月31日  
② 平成18年8月31日  
③ 平成18年12月31日  
④ 平成19年8月31日

A社から、給料支払明細書のとおり、申立期間において賞与の支給を受け、厚生年金保険料が控除されている。

社会保険庁（当時）の記録では、この期間は年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、保険料は給料支払明細書のとおり控除されていたので、厚生年金保険の被保険者記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している給料支払明細書から、申立人は、申立期間②、③及び④において、A社の事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定す

ることとなる。

したがって、申立期間②、③及び④の標準賞与額については、給料支払明細書の賞与額から、平成 18 年 8 月 31 日の記録を 45 万円、同年 12 月 31 日の記録を 60 万円、19 年 8 月 31 日の記録を 45 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①については、給料支払明細書により、申立人が事業主から賞与の支払いを受けたことは確認できるものの、厚生年金保険料を控除されていないことが確認できることから、申立人の主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立てに係るA事業所における〈申立期間(賞与支給日)〉(別紙一覧表参照)の標準賞与額の記録を〈訂正後標準賞与額〉(別紙一覧表参照)とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名	:	} 別紙一覧表参照
基礎年金番号	:	
生年月日	:	
住所	:	

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 〈申立期間(賞与支給日)〉(別添一覧表参照)

A事業所から申立期間に賞与を支給され、厚生年金保険料が控除されているが、この賞与に係る記録が無いので記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管している賞与の支給及び厚生年金保険料等の控除に関する資料(給与項目一覧表)から、申立人は、申立期間において、事業主から賞与の支払いを受け、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であり、記録の訂正等を行う場合は、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、標準賞与額については、控除された厚生年金保険料額に見合う標準賞与額から、〈申立期間(賞与支給日)〉(別紙一覧表参照)における標準賞与額に係る記録を〈訂正後標準賞与額〉(別紙一覧表参照)とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていること、また、当該賞与に係る厚生年金保険料についても、納付していないことを認めていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間の当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 別紙

事案番号	基礎年金番号	氏名	遺族名称	性別	生年月日	住所	申立期間 (賞与支給日)	訂正後 標準賞与額
873				女	昭和29年生		平成16年3月31日	7万7,000円
							平成16年6月30日	17万3,000円
							平成16年12月30日	16万4,000円
							平成17年3月31日	7万6,000円
							平成17年6月30日	17万5,000円
							平成17年12月29日	17万3,000円
							平成18年3月31日	7万8,000円
							平成18年6月30日	19万9,000円
							平成18年12月30日	19万4,000円
874				女	昭和44年生		平成17年12月29日	12万6,000円
							平成18年3月31日	8万3,000円
875				女	昭和28年生		平成16年3月31日	9万6,000円
							平成16年6月30日	34万9,000円
							平成16年12月30日	45万4,000円
							平成17年3月31日	9万4,000円
							平成17年6月30日	35万5,000円
							平成17年12月29日	45万円
							平成18年3月31日	8万1,000円
							平成18年6月30日	35万5,000円
							平成18年12月30日	44万6,000円

## 第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日は昭和38年7月5日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日の記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和38年7月及び同年8月を2万6,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和14年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和38年7月5日から同年9月5日まで

私の所持している厚生年金保険被保険者証には、初めて被保険者資格を取得した年月日が昭和38年7月5日と記載されているが、厚生年金保険の加入記録では、被保険者資格の取得年月日が同年9月5日となっていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚（複数）は、「申立人が昭和38年以前から、申立人が、申立人の兄と一緒に勤務していたことを覚えている。」と証言しており、申立人が、申立期間において、A社に勤務していたことが認められる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の資格取得日は昭和38年9月5日となっているものの、申立人が所持する厚生年金保険被保険者証には、「初めて資格を取得した年月日」欄に「昭和38年7月5日」と記載されていることが確認できる。

さらに、申立人の当時の同僚（現在は、B社の取締役）は、「当時の社会保険事務の担当者から、自分の厚生年金保険被保険者証を渡された時に、同被保険者証の「初めて資格を取得した年月日」欄に記載された日付で厚生年金保険の加入手続を行ってきたので、大切に保管しておいてくださいと言われたことを覚えており、申立人も同様にその日付で加入手続が行われたのではないかと思う。」旨証言しており、申立人が昭和38年7月5日にA社における厚生年金保険の被保険者資格を取得したとすることに不自然さは見当たらない。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 38 年 7 月 5 日に厚生年金保険被保険者資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人に係る A 社における昭和 38 年 9 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、2 万 6,000 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（後のB事業所）における資格取得日に係る記録を同年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から平成3年6月1日まで  
昭和63年4月1日からA事業所に常勤職員として就職をし、平成12年4月15日まで勤務していた。

本来であれば、昭和63年4月1日に厚生年金保険に加入しなければならないにもかかわらず、平成3年6月1日に加入したことになるのは納得できない。昭和63年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書から、申立人は、昭和63年4月1日から平成3年6月1日までA事業所に勤務し、申立期間のうち、平成3年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除（翌月控除）されていたことが認められる。

また、平成3年5月の標準報酬月額については、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和63年4月1日から平成3年5月21日まで

については、申立人が所持する給料支払明細書（昭和 63 年 4 月から平成元年 12 月までの期間及び 3 年 1 月から同年 5 月までの期間に係るもの）により、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できるが、上記の給料支払明細書から、申立人に係る昭和 63 年 4 月から平成 3 年 4 月までの厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、「厚生年金保険料は、平成 3 年 6 月から 11 年 12 月までの給料から控除されており、それ以降の給料からは控除されていない。」旨供述している。

このほか、申立人に係る昭和 63 年 4 月から平成 3 年 4 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和 63 年 4 月から平成 3 年 4 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、平成3年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所（後のB事業所）における資格取得日に係る記録を同年5月21日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を53万円とすることが必要である。

なお、事業主が、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年4月1日から平成3年6月1日まで  
昭和63年4月1日からA事業所に常勤職員として就職をし、平成12年4月15日まで勤務していた。

本来であれば、昭和63年4月1日に厚生年金保険に加入しなければならないにもかかわらず、平成3年6月1日に加入したことになるのは納得できない。昭和63年4月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得した記録に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給料支払明細書から、申立人は、昭和63年4月1日から平成3年6月1日までA事業所に勤務し、申立期間のうち、平成3年5月の厚生年金保険料を事業主により給与から控除（翌月控除）されていたことが認められる。

また、平成3年5月の標準報酬月額については、給料支払明細書の厚生年金保険料控除額から53万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

さらに、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、昭和63年4月1日から平成3年5月21日まで

については、申立人が所持する給料支払明細書（昭和 63 年 4 月から平成元年 12 月までの期間及び 3 年 1 月から同年 5 月までの期間に係るもの）により、申立人が A 事業所に勤務していたことは推認できるが、上記の給料支払明細書から、申立人に係る昭和 63 年 4 月から平成 3 年 4 月までの厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

また、申立人は、「厚生年金保険料は、平成 3 年 6 月から 11 年 12 月までの給料から控除されており、それ以降の給料からは控除されていない。」旨供述している。

このほか、申立人に係る昭和 63 年 4 月から平成 3 年 4 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として昭和 63 年 4 月から平成 3 年 4 月までの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 709

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年12月から53年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和31年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年12月から53年3月まで

20歳になった時に市役所から国民年金加入の案内通知があつたが、手続を行っていなかった。21歳か22歳ごろ、再度、加入の案内通知があつたので、市役所で加入手続を行った。その時、2年間はさかのぼって納付できることを聞き、支払うことを申し出ていたところ、後日、一括払いの納付書が送られてきた。一度に支払うことは無理だったので分割払いの納付書を再発行してもらい、20歳までのさかのぼり分の国民年金保険料を4、5回の分割により全部で2万円ないし2万5,000円くらい納付した記憶があるので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和54年3月13日に払い出されており、申立人はこのころに国民年金に加入したと考えられるが、その時点では、申立期間の一部（昭和51年12月）は時効により保険料を納付できない期間である上、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、分割納付に係る納付書の発行を依頼したのは、一度だけであると供述しているところ、申立人に係る申立期間直後の昭和53年4月から54年3月までの国民年金保険料3万2,760円が54年11月6日から55年9月24日までの期間において9回に分割して過年度納付されていることが確認でき、申立期間の国民年金保険料として2万円ないし2万5,000円くらいを4、5回に分割して納付したとする申立内容には不自然さが見受けられる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判

断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 710

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 1 月から 47 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 1 月から 47 年 3 月まで  
20 歳になった昭和 46 年\*月に、父が国民年金の加入手続をして、同月から 47 年 3 月までの保険料を納付してくれていたと思う。加入手続及び納付についてはすべて父に任せており、当時の状況は分からないが、間違いなく国民年金に加入して納付していたと思うので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、オンライン記録上、申立期間については国民年金の被保険者となっていないところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立期間後の昭和 48 年 8 月 30 日に払い出され、申立人は、47 年 4 月にさかのぼって、国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できる上、当時申立人が居住していた町が保管する国民年金手帳記号番号払出簿を確認しても申立人の記録は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は国民年金保険料の納付に関与しておらず、納付していたとされる申立人の父は既に死亡しており、申立人に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況は不明である。

加えて、申立人の国民年金保険料が納付されたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 岡山国民年金 事案 711

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和49年9月から50年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年9月から50年12月まで  
昭和49年9月に会社を退職したため、妻がA区役所かB区役所で国民年金の加入手続をした。  
国民年金保険料の納付方法、納付金額などは覚えておらず領収書なども所持していないが、妻が納付済みとなっているのに妻と同じように納付していた私だけが未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は昭和53年2月に払い出されていることが確認でき、申立人は、このころに国民年金に加入したものと推認されるが、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により納付することができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の妻は、当時のことは覚えていないと述べており、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年9月ごろから24年4月22日まで  
昭和19年10月にA社に入社した後、20年9月に一度退職し、それから1年くらい経過した21年9月ごろに同社に再就職したと思うが、厚生年金保険には24年4月22日に再加入した記録となっているので、納得いかない。

### 第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、昭和21年9月から同年11月までの3か月間に同社において厚生年金保険の被保険者資格を取得したことが確認できる従業員58人及び申立人と同様に24年4月22日に被保険者資格を取得したことが確認できる従業員18人、計76人のうち、回答を得ることができた9人は、いずれも申立人のことを記憶していない上、申立人が氏名を挙げた同僚も、申立人がA社にいつから勤務していたかは分からないとしており、これら同僚からも申立人が申立期間においてA社に勤務していたことがうかがえる証言を得ることはできなかった。

また、A社は既に解散している上、申立期間当時の人事記録、賃金台帳等の資料は保管されておらず、申立人の勤務及び厚生年金保険料控除の事実について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていた事実を推認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正6年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和17年6月1日から18年11月1日まで  
申立期間については、厚生年金保険に加入していないとされているが、昭和15年夏に約3か月間の教育召集を受け、自宅に戻った後、町役場からA社（現在のB社）C工場に行くように命令を受け、16年1月から同事業所に勤務した。その後、昭和17年の春に工場の上司から、「厚生年金保険制度ができたため、保険料控除が行われることを了承するように。」と伝達された記憶があるが、厚生年金保険の加入日は、18年11月1日となっているため、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和15年の夏に約3か月間の教育召集を受けたと供述しているが、申立人が居住する県が保管する軍歴証明書から、申立人が召集されたのは16年9月から同年11月までの3か月間であることが確認でき、このことは、申立人の供述とは約1年の相違がある。

また、申立人は、昭和16年1月からA社C工場に勤務し、就職当初から航空機部品を作っていたと供述しているが、B社の社史によれば、同工場は、17年12月に製糸産業から軍需産業に転換し、18年1月にD航空機製作所と改称して航空機部品の製造を開始したことが確認でき、申立人が申立てに係る事業所に勤務し始めたのは18年1月以降であったものと推認できる。

さらに、A社C工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立人を含む34人が昭和18年11月1日に同工場における厚生年金保険の被保険者資格を取得し、厚生年金保険被保険者手帳記号番号を連番で払い出されていることが確認できる。

加えて、申立人の当時の同僚で連絡の取れた4人のうちの3人は申立人を

知らないと回答しており、残る一人は申立人が勤務した期間までは覚えていない上、B社も人事記録を保存しておらず、申立人が、申立期間において、申立てに係る事業所に勤務していたことがうかがえる供述を得ることはできない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 5 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日まで  
平成 4 年 5 月 1 日から 5 年 3 月 31 日まで A 大学に技術補佐員として勤務した。しかし、厚生年金保険の加入記録をみると、同年 3 月 31 日に資格喪失となっているので、納得できない。

当時の預金通帳には、平成 5 年 4 月 16 日に同年 3 月と同額の保険料を納めていることが記録されている。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係る事業所が保管している人事記録から、申立人は日々雇用の者であり、平成 5 年 3 月 30 日に退職したことが確認できる。

また、申立てに係る事業所は、「日々雇用の者は、雇用から半年が経過すると、在職期間に応じて国家公務員退職手当法に基づく退職手当の支給対象となるため、退職手当の支給対象とならないよう雇用期間を 1 年単位としており、毎年 3 月 30 日付けでいったん雇用契約を打ち切っていた。保管している健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書により、申立人は、平成 5 年 3 月 31 日に被保険者資格を喪失していることが確認でき、同年 3 月分の保険料については控除していない。」と回答している。

さらに、申立人が所持する平成 5 年分給与所得の源泉徴収票に記載されている社会保険料等の金額は、申立人の標準報酬月額に基づく 4 年 12 月から 5 年 2 月までの厚生年金保険料及び同年 3 月の賞与に係る特別保険料の合計額とほぼ一致しており、同年 3 月の厚生年金保険料は控除されていないことが推認できる。

加えて、同僚からも、申立人が平成 5 年 3 月 31 日まで勤務したことを推認できる証言は得られない上、申立人が所持する預金通帳に記載されている「ホケンリョウ 9,160 円」については、申立人の標準報酬月額に基づく健康

保険料又は厚生年金保険料のいずれの金額とも一致せず、申立てに係る事業所は、「社会保険料は給与から控除するものであり、申立人の預金口座から社会保険料を控除することはない。」と回答しており、この預金通帳に記載された金額は、少なくとも厚生年金保険料に係るものではないと認められる。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 2 月 3 日から 39 年 1 月 1 日まで  
平成 11 年に社会保険事務所（当時）でもらった『被保険者記録照会回答票』には、A事業所での加入記録があったが、その後記録を確認すると消えていた。  
A事業所には確かに勤務しており、給与から厚生年金保険料が控除されていたと思うので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立てに係るA事業所は、社団法人B振興会の記録から、C市に所在する個人経営の事業所であったことは確認できるものの、同事業所が、厚生年金保険の適用事業所として存在したことを示す記録は見当たらない。

また、A事業所は既に閉鎖しているとともに、その元事業主は既に死亡しており、当時の状況についての確認ができない上、申立人は当時の同僚の記憶がなく、厚生年金保険の加入状況等に係る証言を得ることができない。

さらに、申立人は、「平成 11 年に社会保険事務所でもらった記録回答票にはA事業所における加入記録があったが、現在の記録では消されている。」と主張しているが、オンライン記録には記録が訂正された形跡は見当たらない上、平成 11 年当時、申立人は厚生年金保険の受給権者であることから、仮に加入記録が削除されれば年金受給額が減少し、申立人に対し、その旨の通知が行われることになるが、申立人の年金受給額は減少しておらず、同通知書が発行された記録も見当たらない。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 岡山厚生年金 事案 880

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 44 年 9 月から 45 年 2 月 1 日まで  
昭和 44 年 9 月から 46 年 6 月 30 日まで A 社で勤務していたが、就職当初の 44 年 9 月から 45 年 2 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無く、納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の当時の同僚（複数）から、申立人が申立てに係る事業所に勤務した時期及び期間を特定する証言を得ることができない。

また、申立人の同僚の一人は、「A社では見習い期間があり、その間は厚生年金保険の資格を取得していない。そのことについては、採用前に事業所から説明があった。」としており、別の同僚は、「就職後4か月間は厚生年金保険に未加入だった。」としていることから、申立てに係る事業所の事業主は、採用と同時にすべての従業員を厚生年金保険に加入させていたわけではないことがうかがわれる。

さらに、申立てに係る事業所の事業主は、「申立人に係る申立期間の厚生年金保険料の控除等について確認できる資料等は保存しておらず、申立てどおりの届出を行ったか否かは不明である。」と回答している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 3 月 10 日から 31 年 4 月 1 日まで  
昭和 30 年 3 月 10 日から 36 年 3 月 31 日まで A 社 B 出張所で勤務していたのに、入社した昭和 30 年 3 月 10 日から 31 年 4 月 1 日までの厚生年金保険の加入記録が無いのは納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

A 社 B 出張所の元従業員の証言及び雇用保険被保険者記録から、申立人が、申立期間において、同事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 社の人事課長は、「以前、別の元従業員から他の第三者委員会に申立てがあり、厚生年金保険の加入状況について調査したところ、当時は厚生年金保険に加入させる従業員と加入させない従業員がいた。その理由は、入社早々に辞める従業員が多くいたので、最初は正社員として雇用していなかったようである。当時の資料は無いが、申立人を知る元従業員によれば、申立人は入社後 1 年間土木作業員であり、正社員とは違う雇用形態だったため、厚生年金保険に加入させていなかった。」旨回答している。

また、申立期間に A 社 B 出張所において労務管理の事務をしていた者は、「申立期間中の申立人は仕事があるときだけ呼ばれて勤務していた。そのため、申立人は申立期間中に厚生年金保険の被保険者資格を取得していない。昭和 32 年 4 月からは社会保険の加入手続を本社で管理するようになったが、それまでは加入させてもらえない従業員がたくさんいた。」と証言している。

このほか、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。